令和2年4月1日

## 1 報償に係る規定

- (1) または(2) の場合、派遣に係る報償費用を市が負担することとしている。
  - (1) 次のいずれも満たすもの
  - ①市民の参加が概ね 10 人以上
  - ②環境の保全及び創造に関する啓発等を目的とした非営利の講習会等
  - (2) (1) の他、市長が認めたもの

# 2 報償費用の負担者の判断について

#### (1) 依頼者が営利法人の場合

表1の「営利」に該当する場合は、依頼者が報償を負担。

ただし、営利法人の従業員が、業務命令ではなく(給与は発生しない)自主的に活動する場合は非営利活動とみなし(2)の対応とする。

※CSR等による社会貢献活動をしたとしても、業務であれば営利である。

【表1】 営利・非営利の判断基準

	門・非呂が切り刊	127			
民間企業	個人企業		個人商店、農家など		営利
	集団企業	営利企業	株式会社		営利
			合名	会社	営利
			合資	会社	営利
			合同	会社	営利
		非営利企業	組合	企業、相互会社など	(2) ~
公企業	公企業 国有企業 かつての国有林野 など		,	(2) ~	
	地方公営企業	市営バス、水道 など			(2) ~
	公共企業体	独立行政法人、特殊法人、公団、公庫、事業団、			(2) ~
		営団、金庫など			
非営利団体	営利を目的と	・財団法人		社会的支援活動団	(2) ~
	せず、公益性	• 社団法人		体、学校・病院・介	
	を持つ	• 学校法人		護施設・職業訓練施	
		• 社会福祉法人		設・墓地等の運営団	
		• 職業訓練法人		体など	
		• 宗教法人			
		• 特定非営利活動	法人		
		(NPO 法人) た	とど		
	営利を目的と	• 中間法人		中間団体(同窓会、	(2) ~
	せず、共益性	• 医療法人		愛好会、事業者団体)	
	を持つ	・事業組合		など	
任意団体	地縁に基づく団体 (町内会・まちづくり協議会等)				(2) ~
	上記任意団体を	(2) ~			
	ないもの				
個人				(2) ~	

### (2) 依頼者が営利法人以外の場合

表2の区分に基づき規定された者が、報償費用を負担することとする。

【表 2】 営利法人以外の報償費負担の判断基準

市からの	参加費用の徴収(一人当たり金額)			報償費用
補助・委託				負担者
なし	なし		市	
	1000 円まで	参加者管理等の実態がある場合に限る。		市
	1000 円超	当該事業の収支計画において余剰金等※1 が		市
		無い場合。※2	【収支計画提出】	111
		余剰金※が発	営利を目的とせず、公益性を	
		生する場合	持つ非営利団体又は地縁に基	市
			づく団体	
			上記以外	依頼者
あり	参加費用の徴収の有無は関係なし			依頼者

- ※1 参加費用等による収入額が対象経費を超過する見込の金額で、「余剰金」「繰り越し金」等名称は問わない。
- ※2 余剰金等が発生しない場合は、当該事業の収支計画を確認した上で、市が負担する。 対象経費は表3のとおりとする。

# 【表 3】余剰金等発生の判断及び対象経費の基準

余剰金発生の判 断基準	当該事業の収支見込において、参加費用 <u>等</u> の収入合計額が、対象経費に 認められる支出合計額を上回る場合は、余剰金が発生すると判断する。	
対象経費と認めるものの例	・講義等で使用する材料費 ・参加者の保険料 ・テキスト印刷代(A4 サイズ 1 ページ (片面)の印刷あたり 10 円とする。著作費用は含まない。) ・テキストとしての図書の購入代(主催者及び利害関係者による著書は除く) ・集合場所から活動場所への参加者の移動費用(バス借上げ代等) ・主催団体・外部スタッフへの茶菓代。(300 円/人以下) ・外部講師・外部スタッフへの謝礼 ・その他、事業の実施に必要と認めるもの(営利目的と判断できるものは除く)	
対象経費と認めないものの例	・主催団体の会員への謝礼・報償・報酬 ・テキストとしての図書の購入代(主催者及び主催者と利害関係者の著書) など	